

2020年度事業報告書

自 2020年4月 1日
至 2021年3月31日

一般財団法人知的財産研究教育財団

2020年度事業報告書

I. はじめに

2020年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、様々な対策に取り組んだ1年でした。管理技能検定事業では、徹底した感染防止策を講じた上で、計画通り3回の検定を実施しました。知財図書館は年度当初に休館しましたが、その後は感染予防に配慮して運営しました。国際共同研究推進事業では、海外からの研究者の招へいは、入国制限等により実施を断念しましたが、日中の共同研究では、東京会場、北京会場と札幌、名古屋、武漢、上海、香港を結ぶオンラインの共同研究会議を実施しました。調査研究のヒアリング調査や委員会、各種セミナー・講座は、オンライン会議の活用によりほぼ例年通りの活動ができました。

また、所定の事業以外にも、IP ランドスケープの促進を目的とした「IP ランドスケープ推進協議会」の設立やその後の第1回協議会の開催に事務局として参画し、協議会の運営に貢献しました。

II. 決算の概況

経常収益については、入札での競争が厳しかった調査研究事業と、日本への入国制限等により研究者の招へいができなかった国際共同研究推進事業がいずれも5,000万円台の減収となる一方で、年3回の検定を順調に実施できた管理技能検定事業が約6,000万円の増収となり、教育関連事業も順調に収益をあげました。経常費用については、新型コロナウイルス対策により検定試験の会場費が増加しましたが、知財研の調査研究規模の縮小と研究員の減少に加え、ヒアリング調査や委員会がオンラインとなったことにより関連費用が減少し、全体として4,000万円を超える減少となりました。

これらの結果、2020年度の当財団の決算は、当期経常増減額が約154万円の黒字となりました。

Ⅲ. 各種事業の実施状況

〔知的財産研究所関係〕

1. 知的財産調査研究事業（特許庁等からの請負事業）

本事業は、知的財産制度や運用等に関する諸問題について、国内外の制度の現状や課題等を調査し、国際的調和や適切な権利保護等の観点から研究を行うことを目的とした中核事業です。

本年度は、特許庁から4本のほか、経済産業省、一般財団法人日本特許情報機構（Japio）の計6本（表1参照）の調査研究を請け負い、全て納品し完了しました。

「経営戦略に資する知財情報分析・活用に関する調査研究」では、IP ランドスケープの活用につき多くの企業から協力を得て、詳細な調査が実施できました。また、調査研究において、委員会を開催する場合やヒアリング調査を実施する場合には、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、可能な限りオンライン会議を活用しました。

表1 調査研究のテーマ

1	「知財人材の流動化に関する調査研究」（特許庁）
2	「進歩性判断における予測できない顕著な効果に関する調査研究」（特許庁）
3	「各国知的財産関係法令 TRIPS 協定レビュー調査業務」（経済産業省）
4	「特許請求の範囲の表現形式に関する調査研究」（特許庁）
5	「経営戦略に資する知財情報分析・活用に関する調査研究」（特許庁）
6	「商標における民間調査者の活用可能性実証事業に関する調査」（一般財団法人日本特許情報機構）

2. 知的財産国際共同研究推進事業（特許庁からの委託事業）

（1）産業財産権制度調和に係る共同研究調査事業

本事業は、研究者を国内外の研究機関に派遣・招へいし、産業財産権制度に関する課題について調査・共同研究を実施し、得られた研究成果及び研究者のネットワークを活用して制度調和を推進することを目的とした事業です。

① 研究者の派遣

本年度は、昨年度に選定された2名の研究者を外国の研究機関に派遣しました（表2参照）。2名の研究者はいずれも、選定当時から派遣国に滞在中であったため、渡航制限による影響を受けることなく、派遣国で円滑に研究活動を行うことができました。

② 研究者の招へい

本年度は、招へい研究者2名を当研究所に招へいする予定で、候補者に対し招へいのための調整や手続を進めましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のための日本への入国制限等により、研究者の招へいは中止となりました。これを受けて、特許庁に提出した実施計画を変更しました。

表2 研究者の派遣実績

派遣研究者	研究テーマ、派遣先、研究期間
板持 研吾 神戸大学大学院 法学研究科 准教授	「英米における人的財産権と知的財産権」
	オックスフォード大学（英国）
	9月1日～2月21日（6か月）
岡田 洋一 明治大学 法学部 准教授	「権利不爭義務に関する訴訟法的考察」
	フライブルク大学（ドイツ）
	11月2日～2月1日（3か月）

（2）知的財産保護包括協力推進事業

本事業は、中国政府機関・研究機関と連携して、産業財産権制度及び運用の適正化に資する共同研究や提言を行い、中国の法制度及び運用の改善を促すことを目的とした事業です。

本年度は、事業費の減少に伴い、共同研究のテーマ数を2テーマ（昨年度は3テーマ）とし、研究者数も減らしたうえで、以下のように共同研究の会議とワークショップ等を3回に分けて実施しました。共同研究の研究テーマと研究者は表3のとおりです。

- ① 2020年7月18日、19日に、東京会場と北京会場を設けて各地を結ぶオンライン会議により、研究テーマについて研究者が基本認識や課題を提示する第一回研究者会議を開催しました。併せて、「電子商取引における知財の保護と司法実務」をテーマに掲げワークショップを開催しました。
- ② 2020年10月23日、22日に、東京会場を設けて参加者を結ぶオンライ

ン会議により、研究テーマについて討論を行う第二回研究者会議を開催しました。併せて、KDDI 株式会社による企業紹介及び意見交換、日本知的財産協会及び日本商標協会との産業界・実務家とのワークショップによる意見交換を開催しました。

- ③ 2021 年 1 月 9 日、10 日に、東京会場を設けて参加者を結ぶオンライン会議により、研究成果のとりまとめを行う第三回研究者会議を開催しました。併せて、中国の政府関係者や最高人民法院裁判官など知財関係者の参加のもと、共同研究の成果発表及び意見交換を行うワークショップを開催しました。

表 3 研究テーマと研究者

「知的財産権の損害賠償制度に関する研究」	
田村善之教授（東京大学） 中山一郎教授（北海道大学）	呉漢東教授（中南財經政法大学） 管育鷹教授（社会科学院） 張鵬専任研究員（社会科学院）
「電子商取引における商標保護の在り方に関する日中比較研究」	
潮海久雄教授（筑波大学） 金子敏哉准教授（明治大学）	李明徳教授（中国社会科学院） 彭学龍教授（中南財經政法大学） 顧昕副研究員（発展研究センター）

3. 知的財産研究支援事業

本年度も、IP ジャーナルの発行やセミナーの開催等による知的財産情報の提供、特許統計分析のための IIP パテントデータベースの整備、国内外の研究機関との交流等を通じて、知的財産に関する研究の支援や人材の育成に取り組みました。

出版関係では、IP ジャーナルを第 13 号から第 16 号まで発行し、特集として「令和元年意匠法改正」、「経営戦略を成功に導く知財戦略」、「医療系の知財人材とアカデミア」、「写真と著作権」を取り上げました。

セミナーは、IIP セミナーを 5 回開催しました。いずれのセミナーも、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からオンラインで開催するとともに、講師の了解をいただいた上で、セミナーの動画を知的財産研究所法人会員サイトで提供しました。委託事業の成果報告会は、オンラインで 2 回開催しました。

IIP パテントデータベースについては、2020 年 3 月までに更新作業を終え、本年度は、新規利用申込み手続への対応及びデータベースに関する問合せ対応等のサポートを行いました。

4. 図書館運営事業（公益目的支出計画実施事業）

本年度も、知的財産の研究者や実務家をはじめ知的財産に関わる方々にとって利用価値の高い図書館となるよう、知的財産に関連する国内外の図書や雑誌等を収集し、これらを広く一般に提供してきました。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、緊急事態宣言があった 4～5 月は休館しましたが、6 月からは、利用者の事前連絡を前提とし、換気と消毒の徹底等の対策を講じて再開しました。来館者数は例年より減少しましたが、郵送複写の依頼が増加し、これらに対応しました。

〔知的財産教育協会関係〕

5. 知的財産管理技能検定事業

本事業は、当財団が厚生労働省指定試験機関として国家試験である知的財産管理技能検定を実施する知的財産教育協会関係の中核事業です。当該検定は知的財産教育協会が 2004 年から民間検定として、2008 年からは国家試験として実施しています。

本年度は、厚生労働省の「技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に沿って徹底した感染防止策を講じた上で、2020 年 7 月 19 日、11 月 14 日、2021 年 3 月 7 日に検定を実施しました。また、受検者数は、30,625 人（前年比 144%）となり、3 月の試験を実施できなかった昨年の落ち込みから回復しています。2021 年 3 月までの累計受検者数は 397,005 人となっています。

2020 年 12 月 14 日には、厚生労働省による立ち入り検査（3 年に 1 回）がありましたが、これによる改善勧告などはありませんでした。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための受検者間隔の確保や事前事後の清掃作業費の追加により会場コストが高騰していることに加え、教室の貸し出しを停止する大学等の増加により会場確保が困難となってきています。これらへの対策として、在宅でのオンライン受検のシステム開発を民間企業と連携して進めています。

表 4 知的財産管理技能検定受検者数の推移

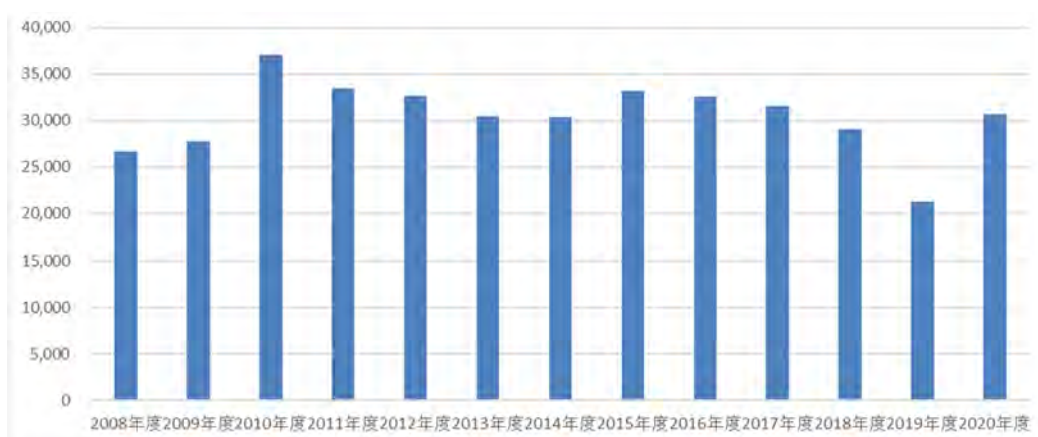


表 5 知的財産管理技能士数（2021 年 3 月末日現在）

技能士種別	人数
一級知的財産管理技能士（特許専門業務）	1,848 名
一級知的財産管理技能士（コンテンツ専門業務）	380 名
一級知的財産管理技能士（ブランド専門業務）	244 名
二級知的財産管理技能士（管理業務）	36,613 名
三級知的財産管理技能士（管理業務）	69,839 名
合計	108,924 名

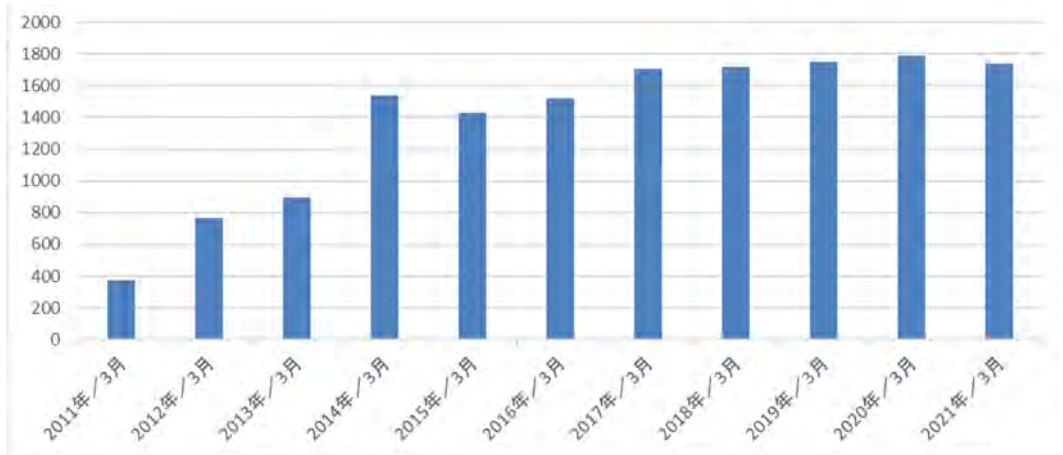
6. 知的財産管理技能士会事業

本事業は、知的財産管理技能検定の合格者を会員としてその知識と技能の維持向上及び認知度向上のための会員向けの研修、交流会の実施、研究会活動、情報発信活動などを行う事業です。

本年度も、運営委員会、研修委員会、交流委員会、広報委員会、研究会の各委員会に所属する知的財産管理技能士により活動を行ないました。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的として、各委員会の活動はオンラインで行いました。

2021 年 3 月 11 日現在の知的財産管理技能士会員数は、1,735 人（前年比 97%）となっています。メールマガジンは約 3 万 4 千件の配信先へ情報を提供しています。

表 6 知的財産管理技能士会員数（2021 年 3 月末日現在）



7. 知的財産教育関連事業

本年度も、IP ランドスケープの担い手を育成・認定する「知的財産アナリスト認定講座（特許、コンテンツ）」、民間試験である「知的財産法学試験」、中小企業の実態調査や役立つ情報の発信を行う「中小企業センター」、ファッションに関する保護制度の研究を行う「Fashion Law Institute Japan」、その他大学等の知的財産講座のコンサルティング及び講師派遣などを実施しました。

知的財産アナリスト認定講座は、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的としてオンライン化し、コンテンツ講座を 1 回、特許講座を 3 回実施し、多くの受講者を集めました。

知的財産法学試験については、第 4 回目の試験を 2020 年 11 月 8 日に実施しました。

講師派遣については、大学等の教育機関に加え、中国経済産業局（2021 年 1 月～2 月）など公的機関からの要請を受けて講師（知的財産管理技能士）を派遣しました。

Fashion Law Institute Japan については、文化服装学院、青山学院大学などでファッション・ローの講義を実施しました。

〔その他〕

8. 知財創造教育推進コンソーシアム等への参画

本年度は、2020 年 9 月及び 2021 年 3 月に開催された知財創造教育推進コンソーシアムの検討委員会に参加しました。

また、2020 年 8 月から、IP ランドスケープの促進を目的とした「IP ランドスケープ推進協議会」の設立に事務局として参画しました。同協議会は 2020 年 12 月 23 日に発足し、2021 年 1 月 25 日に開催されたグローバル知財戦略フォーラムにてそのご案内を行い、特許庁長官のメッセージもいただきました。2021 年 3 月 18 日には第 1 回協議会を開催しました。

IV. 評議員会及び理事会

(1) 2020 年度第 1 回理事会（2020 年 5 月 28 日）

Web 会議により、2019 年度事業報告及び決算、2019 年度公益目的支出計画実施報告、2020 年度定時評議員の招集について承認しました。

(2) 2020 年定時評議員会（2020 年 6 月 18 日）

新型コロナウイルス感染防止のため定時評議員会の開催を取り止め、評議員の決議の省略の方法により諮り、2019 年度事業報告及び決算の承認、評議員 1 名及び理事 2 名の退任に伴う後任の選任を行いました。

(3) 2020 年度第 2 回理事会（2020 年 6 月 30 日）

定時評議員会において常務理事の退任が了承されたことに伴い、決議の省略の方法により諮り、常務理事を選定しました。

(4) 2020 年度第 3 回理事会（2021 年 3 月 3 日）

Web 会議により、2021 年度事業計画及び予算について承認しました。

附属明細書

事業報告の内容を補足する重要な事項なし。